

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和5年3月3日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li> <li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証等交付、再交付等の申請</li> <li>・保険料賦課(普徴・特徴)、特別徴収(仮徴収)額の通知</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請</li> <li>・要介護認定、要介護更新認定等の申請</li> <li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の支給</li> <li>・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼</li> <li>・負担限度額認定や各種減免認定の申請</li> <li>・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</li> </ul> <p>※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)での受領も含む。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	介護保険に関する事務を行うにあたり、被保険者資格、保険料賦課、保険料徴収、要介護認定、受給者、介護保険給付、統計報告に関する情報を管理して電算処理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                    [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 認定ソフト2021 )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 個人番号管理機能 : 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。</p> <p>2. アクセス制御機能 : 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。</p> <p>3. 個人番号確認機能 : 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。</p> <p>4. 中間サーバ連携機能 : 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバへ連携する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                    [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 : 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。 2. 共通管理機能 : 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個別業務システム )
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 : 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 : パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)
②システムの機能	① 市民向け機能 ・自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。 ② 地方公共団体向け機能 ・市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 68の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)第2条第31項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員。
その必要性	介護保険事務において、被保険者の資格管理、介護保険料賦課管理、介護認定管理、介護給付管理を行うため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報は、対象者を特定するため。</li> <li>・連絡先等情報は、識別情報以外で対象者を特定するため、書類を送付するため。</li> <li>・地方税関係情報、年金関係情報は介護保険料の賦課を行うため。</li> <li>・医療保険関係情報は第二号被保険者の要介護認定等を行うため。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は介護保険料の賦課及び介護給付を行うため。</li> <li>・公金受取口座情報は、給付金(介護給付費等)及び過誤納金還付の振込を行うため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	福祉部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各支所市民福祉課、市民課、市民税課、社会福祉課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 (国保連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス))	
③使用目的 ※	介護保険事務において、被保険者の資格管理、介護保険料賦課管理、介護認定管理、介護給付管理を行うため。	
④使用の主体	使用部署	福祉部 介護保険課、各支所 市民福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・介護保険料の賦課計算に必要な項目(住記、税、生保)を庁内連携システムで連携して使用する。 ・介護保険料を年金天引するため日本年金機構から特別徴収対象者情報を専用線で連携して使用する。 ・介護保険に関する事務に必要な各種申請書の項目を介護保険システム端末から入力して使用する。	
	情報の突合	被保険者番号、宛名番号、本人確認情報(氏名・性別・生年月日・住所)
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの運用保守	
①委託内容	介護保険システムの運用保守。制度改正に伴うシステムの改修。	
②委託先における取扱者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 31 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 13 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	別添3参照	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別添3参照)	
②提供先における用途	別添3参照	
③提供する情報	別添3参照	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員。	
⑥提供方法	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会の都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		



<b>移転先1</b>	市民部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会の都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	総務部 防災安全課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会の都度

<b>移転先3</b>	福祉部 長寿社会課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 10万人以上100万人未満 ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会の都度
<b>移転先4</b>	福祉部 社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 10万人以上100万人未満 ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会の都度

<b>移転先5</b>	福祉部 障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ]         <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会の都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	保健医療部 保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ]         <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者及び認定をした第二号被保険者とその世帯員
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会の都度

移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;高崎市における措置&gt;  入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。  ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添資料参照

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報を入手する際は被保険者番号等で本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・ 申請書の項目を必要最小限の情報だけに制限して、目的以外の情報を収集しない。また、個人情報を登録する際のシステムチェックにより必要な情報以外は登録できない。</li> <li>・ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> <div>3) 課題が残されている</div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務システムでは、担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように整備されている。</li> <li>・ 宛名システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> <div>3) 課題が残されている</div> </div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	アクセス権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> <div>3) 課題が残されている</div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。</li> <li>・ 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。</li> <li>・ 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む情報資産に対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者は、業務の遂行にあたり、業務上取り扱う高崎市の情報資産を公表、漏えいしてはならない。</li> <li>・委託業者は情報資産をこの契約の目的のためにのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。</li> <li>・あらかじめ委託者の承認があるときを除き、情報資産を複写し、又は複製してはならない。</li> <li>・委託業者は、情報資産への不当なアクセス又は紛失、破壊、盗難、改ざん、漏えいの危険に対して最大限の注意をもって管理するものとする。</li> <li>・委託業者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</li> <li>・上記の各規定は、この契約の期間が満了した後、この契約が解除された後又はその職を退いた後も有効とする。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一機関内における個人情報の移転は個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。</li> <li>・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようなシステムで制限している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</li> <li>・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各業務システムから中間サーバ宛の情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。</li> <li>接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えてあり、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</li> <li>中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバの運用における措置&gt;</p> <p>中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外ではアクセスできない対策を実施。</li> <li>団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行えない対策を実施。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。</li> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。</li> <li>中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol>			



## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	その内容		再発防止策の内容			
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。</li> <li>・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民部 市民生活課、各支所 地域振興課
②請求方法	本人請求による。「市庁舎1階市民情報センター」又は「各支所の情報公開窓口(地域振興課)」にて所定の請求書に必要事項を記入し、身分証明書を提示の上請求書の提出を行う。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市福祉部介護保険課 電話 027-321-1250
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年1月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、10 9、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	番号法第19条第8項及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、10 9、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日：令和3年9月1日
令和3年8月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、10 9、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	番号法第19条第8項及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、4 2、56の2、58、61、62、80、87、90、94、9 5、108、109、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	事後	法令項目の修正のため重要な変更には該当しない
令和3年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課(普徴・特徴)、特別徴収(仮徴収)額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請	・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証等交付、再交付等の申請 ・保険料賦課(普徴・特徴)、特別徴収(仮徴収)額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・要介護認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請	事後	再実施
令和3年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1～5 ③他のシステムとの接続		最新のシステム構成を反映	事後	再実施

令和3年9月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、4 2、56の2、58、61、62、80、87、90、94、9 5、108、109、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、 33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、 81、87、90、94、95、97、108、109、11 7、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目「主な記録項目」	・識別情報 [○]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関 係情報 ・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福 祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情 報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇 用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学 校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]そ の他( )	・識別情報 [○]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票 関係情報 ・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福 祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情 報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇 用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学 校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]そ の他( )	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目「その妥当性」	・識別情報は、対象者を特定するため。 ・連絡先等情報は、識別情報以外で対象者を特 定するため、書類を送付するため。 ・地方税関係情報、年金関係情報は介護保険 料を賦課を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者 福祉関係情報は介護保険料を賦課及び介護給 付を行うため。	・識別情報は、対象者を特定するため。 ・連絡先等情報は、識別情報以外で対象者を特 定するため、書類を送付するため。 ・地方税関係情報、年金関係情報は介護保険 料の賦課を行うため。 ・医療保険関係情報は第二号被保険者の要介 護認定等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者 福祉関係情報は介護保険料の賦課及び介護給 付を行うため。	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月4日	事後	再実施

令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、社会福祉課、保険年金課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) [○]地方公共団体、地方独立行政法人(他市町村) [ ]民間事業者( ) [○]その他(国保連合会)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(各支所市民福祉課、市民課、市民税課、社会福祉課、保険年金課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) [○]地方公共団体、地方独立行政法人(他市区町村) [ ]民間事業者( ) [○]その他(国保連合会)	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体「使用部署」	福祉部 介護保険課	福祉部 介護保険課、各支所 市民福祉課	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法「情報の突合」	被保険者番号、宛名番号、本人確認情報(氏名・性別・生年月日)	被保険者番号、宛名番号、本人確認情報(氏名・性別・生年月日・住所)	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託しない	委託する 1件	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	なし	システムの運用保守 ①委託内容 介護保険システムの運用保守。制度改正に伴うシステムの改修。 ②委託先における取扱者数 100人以上500人未満 ③委託先名 株式会社ジーシーシー ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている 21件 [○]移転を行っている 6件	[○]提供を行っている 31件 [○]移転を行っている 13件	事後	再実施

令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	別添3参照	番号法第19条第8号及び別表第二(別添3参照)	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4～移転先6	なし	～新規追加～	事後	再実施
令和3年9月30日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	(1)個人情報を入手する際は被保険者番号等で本人確認を行っている。 (2)申請書の項目を制限して目的以外の情報は収集しない。 (3)個人情報を登録する際のシステムチェックにより必要な情報以外は登録できない。	・個人情報を入手する際は被保険者番号等で本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・申請書の項目を必要最小限の情報だけに制限して、目的以外の情報を収集しない。また、個人情報を登録する際のシステムチェックにより必要な情報以外は登録できない。	事後	再実施

令和3年9月30日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	なし	アクセス権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	事後	再実施
令和3年9月30日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	市民部 市民生活課	市民部 市民生活課、各支所 地域振興課	事後	再実施
令和3年9月30日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月31日	令和3年9月30日	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	～項目羅列による表記～	～表形式による表記に変更～	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 1. 資格管理ファイル	—	～以下の項目を追加～ 21 受給資格証明書発行年月日、22 所得状況照会票発行年月日、23 施設入所連絡票発行年月日、24 施設変更連絡票発行年月日、25 施設退所連絡票発行年月日	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 3. 認定管理ファイル	—	～以下の項目を追加～ 45 制度改正時の申請区分、95 重度指標_同じ話をする、133 簡素化可能コード、134 簡素化判定結果詳細コード、142 簡素化予定コード、154 受給者認定年月日～346 カテーテルコード	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 4. 給付管理ファイル	—	～以下の項目を追加～ 151 当初公費1出来高点数合計～247 不支給理由	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	～以下のファイル項目を新規追加～ 5. 高額サービス費(年間)管理ファイル 6. 高額医療合算管理ファイル 7. 事業対象者管理ファイル 8. 高額サービス費相当管理ファイル 9. 高額サービス費相当(年間)管理ファイル 10. 高額医療合算相当管理ファイル 11. 負担割合管理ファイル 12. 受給者届出管理ファイル 13. 給付制限管理ファイル	事後	再実施



令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧	—	～以下の項番を新規追加～ 5、8、11、17、22、43、81、97、108、109、120	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番6「事務」	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番26	「情報照会者」: 都道府県知事等  「特定個人情報」: 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	「情報照会者」: 都道府県知事等(都道府県知事、市長又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長をいう。以下この表において同じ。)  「特定個人情報」: 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番30「特定個人情報」	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番46	「情報照会者」:厚生労働大臣又は共済組合等 「事務」:国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 「情報提供者」:市町村長 「特定個人情報」:国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六條第一項(同法第百四十條第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八條第一項又は第百四十一條第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	～削除～	事後	再実施

令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番56の2「事務」	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番83	「情報照会者」:厚生労働大臣又は共済組合等 「事務」:高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 「情報提供者」:市町村長 「特定個人情報」:高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	～削除～	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番87「特定個人情報」	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番93	「情報照会者」:市町村長 「事務」:介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 「情報提供者」:医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 「特定個人情報」:医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	～削除～	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番94「情報提供者」	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	市長村長	事後	再実施
令和3年9月30日	(別添3)特定個人情報の提供・移転一覧 項番94「特定個人情報」	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	再実施

令和4年9月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)第2条第31項	事前	令和4年10月から公的給付支給等受取口座登録制度の運用が開始されるため修正
令和4年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目「主な記録項目」	・識別情報 [○]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]その他( )	・識別情報 [○]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [○]その他(公金受取口座情報)	事前	令和4年10月から公的給付支給等受取口座登録制度の運用が開始されるため修正、一部誤記訂正
令和4年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目「その妥当性」	・識別情報は、対象者を特定するため。 ・連絡先等情報は、識別情報以外で対象者を特定するため、書類を送付するため。 ・地方税関係情報、年金関係情報は介護保険料の賦課を行うため。 ・医療保険関係情報は第二号被保険者の要介護認定等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は介護保険料の賦課及び介護給付を行うため。	・識別情報は、対象者を特定するため。 ・連絡先等情報は、識別情報以外で対象者を特定するため、書類を送付するため。 ・地方税関係情報、年金関係情報は介護保険料の賦課を行うため。 ・医療保険関係情報は第二号被保険者の要介護認定等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は介護保険料の賦課及び介護給付を行うため。 ・公金受取口座情報は、給付金(介護給付費等)及び過誤納金還付の振込を行うため。	事前	令和4年10月から公的給付支給等受取口座登録制度の運用が開始されるため修正

令和4年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(各支所市民福祉課、市民課、市民税課、社会福祉課、保険年金課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) [○]地方公共団体、地方独立行政法人(他市区町村) [ ]民間事業者( ) [○]その他(国保連合会)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(各支所市民福祉課、市民課、市民税課、社会福祉課、保険年金課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、デジタル庁) [○]地方公共団体、地方独立行政法人(他市区町村) [ ]民間事業者( ) [○]その他(国保連合会)	事前	令和4年10月から公的給付支給等受取口座登録制度の運用が開始されるため修正
令和4年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	～以下のファイル項目を新規追加～  14. 公金受取口座情報	事前	令和4年10月から公的給付支給等受取口座登録制度の運用が開始されるため修正
令和5年1月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	—	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)での受領も含む。  を追記する。	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	—	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	—	① 市民向け機能 ・自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。 ② 地方公共団体向け機能 ・市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する。	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	—	その他(サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス))  を追記する。	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため

令和5年1月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事前	対象者数増加に伴う見直し
令和5年1月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～6 ④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事前	対象者数増加に伴う見直し
令和5年1月27日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	-	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。  を追記する。	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	-	・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月30日	令和5年1月27日	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため